

随 意 契 約 締 結 状 況

	発注内容	発注した部局、契約担当等の氏名及び所在地	契約締結日	契約業者の氏名及び住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	備考
1	骨格構造大腿義足吸着式制作	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成17年9月26日	三谷義肢製作所 福山市松永町4-28-12	1,216,481	労働者災害補償保険法等の申請に当たり業者を選定することが、制度上本人にゆだねられていること、また、予定価格が250万円を超えない物の製作であることから、会計法第29条の3第5項(契約に係る予定価格が小額である場合)に該当するため。	審査済
2	人事・給与システム等購入	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年3月7日	コンピュータ・システム株式会社 京都府上京区千本通今出川下川西入ル	4,515,000	現在までの蓄積データがCSL(カシオ開発言語)によるものであり、既存の設備及び処理プログラムとの互換性が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。	
3	電話機賃貸借契約	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	西日本電信電話株式会社四国支店 松山市一番町4-3	1,208,580	既存の設備がリース契約物件であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。	審査済
4	CD-BGMソフト賃貸借	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	南海放送音響照明株式会社 松山市本町1-2-3	1,272,600	愛媛県内の業者でCD-BGMソフトを賃貸借している業者が1社しかないため会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。	審査済
5	求人自己検索装置賃貸借(ハローワークプラザ松山)	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	富士通リース株式会社 新宿区西新宿2-7-1	9,365,580	リース物件であり、既存の設備及び処理プログラムとの互換性が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。	審査済
6	求人自己検索装置賃貸借(松山公共職業安定所)	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	センチュリー・リーシング・システム株式会社 港区浜松町2-4-1	1,220,940	リース物件であり、既存の設備及び処理プログラムとの互換性が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。	
7	求人自己検索装置賃貸借(愛媛学生職業相談室)	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	富士通リース株式会社 新宿区西新宿2-7-1	2,451,960	リース物件であり、既存の設備及び処理プログラムとの互換性が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。	審査済
8	求人自己検索装置賃貸借(新居浜公共職業安定所)	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	富士通リース株式会社 新宿区西新宿2-7-1	2,772,000	リース物件であり、既存の設備及び処理プログラムとの互換性が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。	審査済
9	求人自己検索装置賃貸借(西条公共職業安定所)	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	センチュリー・リーシング・システム株式会社 港区浜松町2-4-1	1,189,944	リース物件であり、既存の設備及び処理プログラムとの互換性が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。	
10	求人自己検索装置賃貸借(今治公共職業安定所)	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	シャープファイナンス株式会社愛媛支店 松山市高岡町178-1	1,159,200	リース物件であり、既存の設備及び処理プログラムとの互換性が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。	審査済
11	求人自己検索装置賃貸借(宇和島公共職業安定所)	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	シャープファイナンス株式会社愛媛支店 松山市高岡町178-1	1,133,616	リース物件であり、既存の設備及び処理プログラムとの互換性が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。	
12	労働基準監督署及び公共職業安定所庁舎機械警備委託	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	セコム株式会社 渋谷区神宮前1-6-1	4,989,600	警備の継続性、既存の設備互換性が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。	
13	新居浜パートバンクに係る事務室等賃貸借	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	株式会社カネコー 新居浜市久保田町1-6-58	1,209,600	付属施設に係る建物賃貸借契約であり、継続使用が明らかなものであり競争を許さないことから会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。	審査済
14	西条公共職業安定所庁舎借上	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	西条市長 西条市明屋敷164	2,355,628	施設に係る建物賃貸借契約であり、継続使用が明らかなものであり競争を許さないことから会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。	
15	今治労働基準監督署ほか庁舎敷地借上	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	今治市長 今治市別宮町1-4-1	3,544,878	施設に係る建物賃貸借契約であり、継続使用が明らかなものであり競争を許さないことから会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。	
16	今治パートバンクに係る事務室等賃貸借	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	四国タオル工業組合 今治市東門町5-14-3	4,117,104	付属施設に係る建物賃貸借契約であり、継続使用が明らかなものであり競争を許さないことから会計法第29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)の規定に該当するため。	

17	ハローワークプラザ松山事務室賃貸借	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	協同組合銀天街ショッピングビル 松山市湊町3-4-6	18,900,000	付属施設に係る建物賃貸借契約であり、継続使用が明らかなものであり競争を許さないことから会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定に該当するため。	審査済
18	平成18年度若年者地域連携事業委託	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	松山商工会議所 松山市大手町2-6-7	44,000,000	本事業は、「若年者のためのワンストップサービスセンター事業（通称ジョブカフェ）」の一部として、地域関係者と連携した若年者に対する職業意識形成支援関係事業等の実施を委託するものである。また、ジョブカフェを都道府県県民らが運営する場合は、本事業の委託先は都道府県が選定することとされており、松山商工会議所は、松山市に所在し県内商工会議所では最も規模が大きく、県内各商工会議所を統括する幹事会議所としての位置づけを持ち、県下全域を対象とした事業を実施できるものであることから同会議所が選定されている。 加えて、本事業は平成16年度から実施されており、事業評価の観点からも事業の継続性が求められるものであり、同会議所は本事業を委託するにふさわしい唯一の団体である。 このため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定による随意契約とした。	審査済
19	平成18年度地域林業雇用改善促進事業委託	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社 松山市一番町4-4-2	5,612,000	財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社は、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第11条第1項に基づき愛媛県知事から林業労働力確保支援センターとして指定され、労働環境改善、雇用管理の改善の及び事業の合理化に関する業務を推進しており、地域林業雇用改善促進事業を委託するにたる唯一の団体である。 このため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定による随意契約とした。	審査済
20	平成18年度地域求職活動援助事業委託	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	松山商工会議所 松山市大手町2-6-7	37,219,000	本事業は、地域雇用開発促進法に基づき都道府県が策定し、厚生労働大臣が同意した「地域求職活動援助計画」に記載する地域就職援助団体に事業を委託できることとされている。さらに、地域就職援助団体については、都道府県が自ら行う地域雇用開発施策の推進について実績のある団体等の中からの確かな事業実施が見込まれる団体等を選定して「地域求職活動援助計画」に記載するものであり、本事業を委託しうる団体は都道府県が既に選定済みの団体となるため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定による随意契約とした。	審査済
21	平成18年度若年労働者の職場定着支援事業委託	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	愛媛県中小企業団体中央会 松山市三番町4-10-1	1,550,000	本事業は、地域の商工・業界団体が主体となり、若年労働者や中小企業の人事管理者を対象として職場定着を支援する事業の実施普及を図ることを通じて、若年労働者の職場定着を促進することを目的としており、当該団体は、愛媛県内の中小企業団体を会員とする公益性の高い特別法人で、国・県と連携をとりながら中小企業組織化の指導とその関連事業を主な業務としているものであり、本事業を委託する唯一の団体であるため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定による随意契約とした。	審査済
22	平成18年度若年労働者の職場定着支援事業委託	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	今治地方経営者協会 今治市旭町2-3-20	1,525,000	本事業は、地域の商工・業界団体が主体となり、若年労働者や中小企業の人事管理者を対象として職場定着を支援する事業の実施普及を図ることを通じて、若年労働者の職場定着を促進することを目的としており、当該団体は、労働者問題に対応するための経営者団体として創設された組織で、今治地方の労使関係の健全な発達を図ることにより事業経営の安定伸張を推進することを主な業務としているものであり、本事業を委託する唯一の団体であるため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定による随意契約とした。	審査済
23	平成18年度インターンシップ受入企業開拓事業委託	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	松山商工会議所 松山市大手町2-6-7	9,498,000	本事業は、地域の事業主団体が主体となり実施するものであり、幅広い受入企業の開拓と受入企業と大学等との結合を促進するものである。松山商工会議所は多くの企業が集積する松山市に所在し、県内商工会議所では最大規模であり、愛媛県商工会議所連合会と共同事務所を持つなど密接な連携を図っており、県内商工会議所を統括する幹事商工会議所としての位置づけを持ち、全県を対象とした事業を実施できる唯一の団体である。 このため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定による随意契約とした。	審査済
24	平成18年度障害者就業・生活支援センター事業委託	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	社会福祉法人来島会 今治市宮ヶ崎甲170番地	8,936,000	本事業の委託団体は、民法34条の公益法人、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は医療法人であって、障害者の雇用の促進等に関する法律第9条の18に基づき、障害者就業・生活支援センターとして指定されているか又は指定される見込みがある法人であって、本事業の委託先としてふさわしいと認められる団体として、愛媛県知事の推薦に基づく団体であることが規定されている。 このため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定による随意契約とした。	審査済

25	平成18年度障害者就業・生活支援センター事業委託	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団 松山市道後町2-12-11	8,936,000	本事業の委託団体は、民法34条の公益法人、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は医療法人であって、障害者の雇用の促進等に関する法律第9条の18に基づき、障害者就業・生活支援センターとして指定されているか又は指定される見込みがある法人であって、本事業の委託先としてふさわしいと認められる団体として、愛媛県知事の推薦に基づく団体であることが規定されている。 このため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定による随意契約とした。	審査済
26	平成18年度エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業委託	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	社団法人愛媛高齢・障害者雇用支援協会 松山市南堀端町5-8オウセビル4F	2,730,000	本事業は、エイジフリー・プロジェクト地域普及啓発事業委託要綱第3条において、都道府県高齢者雇用開発協会に委託することとされている。 さらに、（社）愛媛高齢・障害者雇用支援協会は、愛媛県下の主要企業を会員に県下全域を活動範囲としており、高齢者等の雇用の促進・65歳までの雇用の確保等に関する事業主等への相談・援助、研修・講習会の実施、情報・資料提供、啓発広報活動、調査研究等の業務に関し、専門スタッフによる長年のノウハウの蓄積があることから、本事業を実施するにふさわしい県下唯一の団体である。 このため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定による随意契約とした。	審査済
27	平成18年度地域産業保健センター事業	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	社団法人松山市医師会 松山市柳井町2-85	10,120,000	小規模事業場の事業主・労働者を対象とし、地域に根ざした産業保健サービスは、地域の実情に明るい医師等がこれを行うことが有効であり地域の医師会が会員となっている団体が適当であること、また、本事業を施行しようとする地域内では、当該医師会がその地域で唯一の団体であることから、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定に該当するため。	審査済
28	平成18年度地域産業保健センター事業	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	社団法人新居浜市医師会 庄内町4-7-17	6,800,000	小規模事業場の事業主・労働者を対象とし、地域に根ざした産業保健サービスは、地域の実情に明るい医師等がこれを行うことが有効であり地域の医師会が会員となっている団体が適当であること、また、本事業を施行しようとする地域内では、当該医師会がその地域で唯一の団体であることから、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定に該当するため。	審査済
29	平成18年度地域産業保健センター事業	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	社団法人今治市医師会 今治市別宮町7-1-40	5,000,000	小規模事業場の事業主・労働者を対象とし、地域に根ざした産業保健サービスは、地域の実情に明るい医師等がこれを行うことが有効であり地域の医師会が会員となっている団体が適当であること、また、本事業を施行しようとする地域内では、当該医師会がその地域で唯一の団体であることから、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定に該当するため。	審査済
30	平成18年度地域産業保健センター事業	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	八幡浜医師会 八幡浜市広瀬1-7-17	5,000,000	小規模事業場の事業主・労働者を対象とし、地域に根ざした産業保健サービスは、地域の実情に明るい医師等がこれを行うことが有効であり地域の医師会が会員となっている団体が適当であること、また、本事業を施行しようとする地域内では、当該医師会がその地域で唯一の団体であることから、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定に該当するため。	審査済
31	平成18年度地域産業保健センター事業	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	宇和島市医師会 宇和島市桜町1-50	5,000,000	小規模事業場の事業主・労働者を対象とし、地域に根ざした産業保健サービスは、地域の実情に明るい医師等がこれを行うことが有効であり地域の医師会が会員となっている団体が適当であること、また、本事業を施行しようとする地域内では、当該医師会がその地域で唯一の団体であることから、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定に該当するため。	審査済
32	平成18年度地域産業保健センター事業	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	宇摩医師会 四国中央市妻鳥町西の宮1505-1	4,340,000	小規模事業場の事業主・労働者を対象とし、地域に根ざした産業保健サービスは、地域の実情に明るい医師等がこれを行うことが有効であり地域の医師会が会員となっている団体が適当であること、また、本事業を施行しようとする地域内では、当該医師会がその地域で唯一の団体であることから、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定に該当するため。	審査済

33	平成18年度65歳雇用導入プロジェクト委託	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	愛媛県経営者協会 松山市大手町2-6-7	4,540,000	本事業は、高齢者の65歳までの安定した雇用の確保を推進するため、都道府県労働局に設置された「高齢者雇用推進委員会」において選定された団体に委託することとされている。 当該団体は、平成18年度から選定された委託団体であるが、昨年度まで実施した愛媛経営者協会の事業実績を踏まえ、当該地域において事業の継続性が維持でき、継続雇用制度導入の周知・啓発に一層の効果が期待できる。 また、当該団体は、当地域の相当数の企業を構成員としており、地域の事情に精通し、よりきめ細かな対応ができる団体はほかにはなく、傘下企業に対する当該団体のノウハウ、組織力、影響力は多大であることから、本事業を効果的、効率的に実施する能力を有すると思量され、本事業を委託するにふさわしい団体である。 このため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定による随意契約とした。	
34	平成18年度65歳雇用導入プロジェクト委託	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	愛媛県中小企業団体中央会 松山市三番町4-10-1	7,014,000	本事業は、高齢者の65歳までの安定した雇用の確保を推進するため、都道府県労働局に設置された「高齢者雇用推進委員会」において選定された団体に委託することとされている。当該団体は、同委員会において選定された、平成17年度からの委託団体であり、事業の継続性が維持でき、継続雇用制度導入の周知・啓発に一層の効果が期待できる。 また、継続雇用制度の導入比率をさらに向上・拡大させるためには、中小企業における一層の浸透が不可欠であることから、県下の中小企業に対する同団体のノウハウ、組織力、影響力は多大であり、県下一円を対象として中小企業に対して効果的・効率的・組織的に実施できる事業主団体は当該団体以外にはなく、本事業を委託するにふさわしい団体である。 このため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定による随意契約とした。	審査済
35	平成18年度65歳雇用導入プロジェクト委託	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	今治商工会議所 今治市旭町2-3-20	6,200,000	本事業は、高齢者の65歳までの安定した雇用の確保を推進するため、都道府県労働局に設置された「高齢者雇用推進委員会」において選定された団体に委託することとされている。 当該団体は、平成18年度から選定された委託団体であるが、昨年度まで実施した今治経営者協会の事業実績を踏まえ、当該地域において事業の継続性が維持でき、継続雇用制度導入の周知・啓発に一層の効果が期待できる。 また、当該団体は、当地域の相当数の企業を構成員としており、地域の事情に精通し、よりきめ細かな対応ができる団体はほかにはなく、傘下企業に対する当該団体のノウハウ、組織力、影響力は多大であることから、本事業を効果的、効率的に実施する能力を有すると思量され、本事業を委託するにふさわしい団体である。 このため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定による随意契約とした。	審査済
36	平成18年度65歳雇用導入プロジェクト委託	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	伊予三島商工会議所 四国中央市三島宮川4-6-55	5,720,000	本事業は、高齢者の65歳までの安定した雇用の確保を推進するため、都道府県労働局に設置された「高齢者雇用推進委員会」において選定された団体に委託することとされている。当該団体は、平成17年度からの委託団体であり、事業の継続性が維持でき、継続雇用制度導入の周知・啓発に一層の効果が期待できる。 また、当該団体は、当地域の相当数の企業を構成員としており、地域の事情に精通し、よりきめ細かな対応ができるノウハウ、組織力、影響力を有する事業主団体は当該団体以外にはなく、本事業を委託するにふさわしい団体である。 このため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定による随意契約とした。	審査済
37	快適職場形成促進事業委託	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	社団法人愛媛労働基準協会連合会 松山市大手町1-1-6	8,916,000	広範な業種の中小事業者を対象とし、法定業務を上回る自主的取組を求めるもので、その円滑な推進のためには、事業主の本事業への理解、協力が不可欠であるところ、同連合会は、安全衛生法等関係法令の趣旨を踏まえて、労働災害防止等を通じて労働福祉と産業の健全発展に資すること等を目的に、県内全域の様々な規模、業種の事業主が会員となって設立された団体であって、中小事業者への各種支援事業についてのノウハウを有しており、本事業の効果的な推進が図られる県内唯一の団体であると認められることから、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定に該当するため。	審査済
38	八幡浜労働基準監督署庁舎敷地借上	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	八幡浜市長 八幡浜市北浜1-1-1 伊方町長 西宇和郡伊方町湊浦1993-1 西子吉	820,057	施設に係る建物賃貸借契約であり、継続使用が明らかなものであり競争を許さないことから会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定に該当するため。	
39	平成18年度大卒者等就職フェアに係る新聞広告	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	株式会社愛媛新聞社 松山市大手町1丁目12番1	1,307,250	県内で一番購読部数の多い愛媛新聞に掲載することが最も周知効果が高く、同新聞に広告を掲載するに当たり本事業推進にふさわしい掲載場所の確保をするには新聞発行元でなければ契約できないことから、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定による随意契約とした。	審査済

40	平成18年4月22日開催の大卒者等就職フェアにおける会場借上	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年4月3日	愛媛工フ・エー・ゼット株式会社 松山市大可賀2丁目1-28	1,062,554	松山近郊において、参加企業159社、来場者1400名強を収容可能であるイベント施設は本会場以外には存在しない。このため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定に該当するため。	審査済
41	骨格構造大腿義足吸着式製作	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年7月12日	愛媛義肢製作所 松山市空港通2丁目14番35号	1,004,095	本人の通院する病院は、県内にあり、今回製作を行う業者とは過去の実績も豊富であり、支給後のメンテナンス等を考慮しても特に支障が起こらないこと、また、「労働者災害補償保険義肢等申請書」の申請に当たり業者を選定することが、制度上本人にゆだねられていること、なお、本件は、250万円以下の製造であり、会計法第29条の3第5項（小額随意契約）に該当するため。	審査済
42	2007年問題対応U・Iターン事業委託契約	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年6月1日	協同組合 愛媛海臨団地 西条市喜多川853番地	11,312,000	本事業は、地域活性化事業の一環であり地域活性化事業の実施については、公募ではなく、都道府県庁の推薦という手続となっていることから、愛媛県に対し事業趣旨に合致する団体の推薦を依頼したところ、当該団体のみの推薦があった。また、当該団体は、愛媛県が地域重点として支援している団体であることから、本事業を委託するにたる県内で唯一の団体であるため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定に該当するため。	審査済
43	四国中央公共職業安定所電話機器新設工事	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年5月9日	西日本電信電話株式会社四国支店 松山市一番町4-3	1,328,880	本件は一般競争入札を行うも入札者がなく、また工事完了予定期限までの期間がないことから、予決令第99条の2（契約担当官等は、競争に付しても入札者がいないときは、随意契約によることができる。）の規定に該当するため。	審査済
44	宇和島公共職業安定所庁舎相談室等改修工事	愛媛労働局支出負担行為担当官 総務部長 神保裕臣 松山市若草町4番3号	平成18年12月14日	株式会社 二宮工務店 宇和島市栴形町3丁目6-8	2,310,000	本件は、250万円を超えないことから会計法第29条の3第5項（予算決算及び会計例99条2項）の規程により随意契約によることができるとされている。加えて、現在施工中の増改築工事に伴う追加工事であり、その後のレイアウトの変更を見据えたものであること。現在施工中の工事の進行状況に併せて行う必要があることから、他の業者に発注した場合、現在施工中業者の作業工程に支障をきたすこととなり、納期の変更など契約内容の変更及び違約金等の発生が予想されること。本件の施行を行うにあたって、他の業者に行わせる場合には現場の保全等の養生のための経費が別途必要となること、現行の請負業者と契約を行う方が有利な契約となることが予想されることから、随意契約によることとしたため。	審査済